甲山一郎後援会規約

第 1 条（名称・所在地）

本会は、甲山一郎後援会と称し、主たる事務所を○○市におく。

第 2 条（目的）

本会は、甲山一郎氏を後援することにより○○○○*（例：県政の発展と県民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めること）*を目的とする。

第 3 条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

１．講演会、座談会の開催

２．会報等の発行及び配布

３．関係諸団体との連携

４．その他本会の目的達成のための必要な事業

第 4 条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第 5 条（役員）

本会に次の役員をおく。

会 長 １ 名

副 会 長 ２ 名

幹 事 若干名

会計責任者 １ 名

監 事 ２ 名

第 6 条（役員の選出及び任期）

１ 役員は総会において選出する。

２ 役員の任期は１年とする。但し再任を妨げない。

第 7 条（会議）

１ 会長は毎年１回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を召集する。

２ 会長は、必要に応じ役員会を召集する。

第 8 条（経費）

本会の経費は、会費（年額○○○○円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第 9 条（会計年度及び会計監査）

１ 本会の会計年度は、毎年１月１日より１２月３１日までとする。

２ 会計責任者は、本会の経理につき年１回監事による監査を受け、その監査意見書

を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和 年 月 日より実施する。

※*規約の施行日は設立届の中の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と同日である必要があります。*